

新規指定申請に必要な書類一覧

○は必須、△は必要に応じて提出

項目	番号	必要(添付)書類	児童発達支援 放課後等 デイサービス	医療型 児童発達 支援	居宅訪問型 児童発達 支援	保育所等 訪問支援	共生型児童発達 支援 共生型放課後 等デイサービス	福祉型 障害児 入所施設	医療型 障害児 入所施設	備考
指定申請書に係る書類	1	指定申請書	○	○	○	○	○	○	○	別記第1号様式
	1-2	別紙～他の法律において既に指定を受けている事業所等について～	△	△	△	△	△	△	△	別紙
	2	指定に係る記載事項	○	○	○	○	○	○	○	付表1～8(多機能型の場合は付表9、9その2も併せて提出)
	3	登記履歴事項証明書	○	○	○	○	-	○	○	原本(発行日から3ヶ月以内のもの)
	4	医療法第7条の許可を受けた診療所であることを証する書類	-	○	-	-	-	-	○	
	5	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	参考様式5
	6	組織体制図	○	○	○	○	○	○	○	
	7	雇用契約書(雇用証明書)	○	○	○	○	○	○	○	(参考様式8)
	8	管理者の経歴書	○	○	○	○	△	○	○	参考様式3 ※共生型のうち、通所介護・地域密着型通所介護以外は省略可
	9	児童発達支援管理責任者の経歴書	○	○	○	○	△	○	○	参考様式3
	10	児童発達支援管理責任者実務経験年数集計表	○	○	○	○	△	○	○	参考様式10
	11	児童発達支援管理責任者の実務経験証明書	○	○	○	○	△	○	○	原則原本
	12	児童発達支援管理責任者の相談支援従事者初任者研修修了証	○	○	○	○	△	○	○	
	13	児童発達支援管理責任者の児童発達支援管理責任者(基礎)研修修了証	○	○	○	○	△	○	○	※更新研修修了書を追加提出頂く可能性があります。
	14	従業者の経歴書	○	○	○	○	○	○	○	
	15	従業者の資格を証明するもの(資格証・実務経験証明書)	○	○	○	○	○	○	○	参考様式7(注1)
	16	就業規則	○	○	○	○	○	○	○	
	17	建物の構造概要	-	○	-	-	-	○	○	
	18	平面図	○	○	○	○	○	○	○	参考様式1
	19	設備・備品等一覧表	○	○	○	○	-	○	○	参考様式2
	20	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	*モデル例をHPIに掲載しています。
	21	重要事項説明書	○	○	○	○	○	○	○	
	22	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	-	○	○	参考様式4
	23	児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6
	24	誓約書(熊本県暴力団排除条例関係)	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6-2
	25	土地・建物の賃貸借契約書(写し)又は登記簿謄本	○	○	○	○	-	○	○	
	26	建築物関連法令等に関する届出書	○	○	○	○	-	○	○	参考様式9
	27	防火対象物使用開始届出書(写)	○	○	○	○	-	○	○	
	28	立入検査済証(写)	○	○	○	○	-	○	○	
	29	協力医療機関との契約内容がわかるもの	○	-	○	-	-	○	-	契約書、覚書等の写し
	30	レジオネラ症防止条例の適用施設調査票	○	○	○	-	-	○	○	参考様式11
	31	主たる対象者を特定する理由等	△	-	△	△	△	△	△	参考様式16
	32	業務管理体制届出書	△	△	△	△	△	△	△	(注2)
	33	既指定事業の指令書の写し、最新の定員が把握できる書類(付表等)	-	-	-	-	○	-	-	
	34	児童福祉施設設置認可申請書 その他 申請書に記載された必要書類一式	△	-	-	-	-	○	○	児童発達支援はセンターのみ要提出。
35	その他行政庁が必要とする書類	△	△	△	△	△	△	△		
給付費算定に係る書類	1	障害児通所給付費等の算定に関する届出書	○	○	○	○	○	○	○	
	2	障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	○	○	
	3	加算の届出に必要な添付書類	○	○	○	○	○	○	○	
	4	その他行政庁が必要とする書類	△	○	△	△	△	△	△	
その他	1	指定障害児通所支援事業者の指定申請に係る自己点検表	○	○	○	○	○	○	○	

(注1)実務経験証明書は、児童発達支援管理責任者、訪問支援員の資格要件として必要な実務経験について、その実務を経験した施設等の代表者の証明を受けて提出して下さい。なお、資格要件として必要な実務経験が複数の施設等にまたがる場合は、それぞれの施設等からの実務経験証明書を添付して下さい。(原則原本の提出が必要です)

(注2)本様式の作成にあたっては、「障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備及び届出について」をご覧ください。

※上記の順に並べて提出してください。なお、必要に応じ、上記以外の書類の提出を求められることがあります。